

令和7年度第2回 徳島地方最低賃金審議会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年7月17日(木) 午前10時00分～午前11時50分

場所 四国大学交流プラザ5階 フォーラムホール
(徳島市寺島本町西2丁目35-8)

2 出席者

(公益委員)稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員
(労側委員)川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員 横井委員
(使側委員)藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

- (1) 最低賃金法(以下「法」という。)第12条等に基づき、徳島県最低賃金(以下「地賃」という。)の改正決定諮問及び徳島県特定最低賃金(以下「各特賃」という。)改正の必要性諮問が行われた。
- (2) 労働局長より、審議に先立って、7月15日に行われた知事はじめ県との意見交換において伺った意見(※)と資料(別途配布資料5)についての説明が行われた後、事務局より他の資料の説明が行われた。
※) 審議会のご議論に地方の持続可能な発展、地方創生の観点を加え更に深めていただきたい旨。具体的には人口動態、産業政策・生産性の向上、最低賃金は全ての労働者に等しく適用される点、パートタイム労働者の募集賃金の実態
- (3) 労使委員より、以下のとおり今年度の最低賃金審議に関する基本的主張がなされた。

労側

- 連合集計の春闘の結果について昨年が33年ぶりの高水準と言われた年であったが、今年はそれを上回る妥結結果となった。「人への投資」に重要性をもって対応した結果と受け止めるところであるが、今の物価が高止まりする中で賃上げの実感ができている者は少なく、最低賃金(以下「最賃」という。)付近の賃金額で働く方々の生活が楽になったとは考えにくい。
今年度の審議に当たっては、「人材確保」、「生産性向上」、「徳島の未来」を考えて審議を行いたい。
- 今年度の審議においては、「(小規模事業場での)労務費の価格転嫁が重要。その努力を行うに当たっては、国や県の支援が非常に重要であり、これを活用できるよう周知徹底が必要である。」、「最賃はパートタイム

労働者に限らず正社員や定年後再雇用者の給与体系にも影響している。高齢で働く必要がある者の生活水準が悪化しないよう物価高騰に対応した最賃引上げが重要である。」「あり方検討小委で最賃を決定する審議について公開を進める議論をいただき、当方も責任を持って発信したい。」、これらの観点を重視したい。

- 最賃の審議において、若者の流出を防ぐ観点も取り入れていただきたい。賃金だけでなく、やりたい仕事がないなどといって、若者が他県に流出、穴があいている実情がある、長い目で見て本県の産業が発展し、本県のためになるような形で今年度の審議に臨みたい。

使側

- 引き続き、法第9条に規定する三要素を重視した審議を行いたい。事務局に対し、①法第1条にある「賃金の低廉な労働者」、②法第9条第2項にある「通常の事業の賃金支払い能力」のそれぞれの定義についてお聞きしたい。また、本県の「労働分配率のデータ」、「価格転嫁状況の資料」、「消費者物価・名目賃金・実質賃金の指数」「消費者物価変動率」に係る資料について、可能な限り提出を求めたい。
- 中長期的に見ると生産性向上が重要になると考える、事務局に対し「各県の生産性を示すデータ」があれば提出を求めたい。
- 小規模の小売業からの声として、従来は従業員を雇用し、育てていくというのが一般的であったが、最賃を始め人件費の高騰、価格転嫁が困難、利益率は殆ど変わらない中、従業員を少数精鋭化し、事業継続可能な人員数で現在の危機を乗り切ろうという意見も出てきている。また、製造業においても、価格転嫁ができていない企業が多くあり、トランプ関税の関係で仕事が減少していると聞いている。使用者側として雇用も守りたいが、同時に事業も守りたいという思いがあるのでその折り合いができる最賃額を目指したい。
- 昨年度の大幅な最賃引上げ後の影響率は27.36%に達し、過去に例のない20%以上となっている。中小企業の経営者は賃金の上昇の原資を確保するために価格交渉や助成金の活用、就業時間の短縮や保険の見直し等、様々な取組を行っている。

経営者は賃金引上げが必要であることは認識しており、持続可能で計画的な賃上げを目指しているものの、大幅で急激な最賃アップは、社員とともに策定した賃上げを含む経営計画自体を狂わせ、実行できなくなる懸念もある。昨今の物価上昇により社員の皆さんが非常に厳しい生活

環境の中であることは承知しているものの、やはり本県の実態に即した賃金引上げをしたいと考えている。

自治体の意見を聴くという話も出たが、自治体におかれても中小企業の意見等をこまめに聴いていただき、データがあればいただきたいと事務局からも働きかけていただきたい。

事務局から、使側委員から質問のあった法第1条・第9条の該当部分の定義について逐条解説の読み上げにより回答がなされるとともに、求めのあった資料については、可能な限り次回までに提出する旨回答がなされた。併せて、労使の委員から主張のあった国の支援（賃金の引上げ、価格転嫁、生産性の向上など）について、資料（※）に織り込まれているので、ご参照いただきたい旨補足がなされた。

※）別途配布資料4中、「足下の経済状況等に関する補足資料」の44頁以降

- （4） 法第25条第2項に基づき、地賃専門部会の設置が決定され、同専門部会において金額の審議を行うこととされた。また各特賃に係る改正の必要性審議は専門部会を設置して審議することとされた。
- （5） 法第25条各項等に基づき地賃専門部会委員の推薦を求める公示、意見聴取の公示及び各特賃の専門部会委員の推薦を求める公示を本日付で行うことが確認された。
- （6） 今後の審議日程や、地賃専門部会の公開を進めること（※）等、「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会」で適当であるとされた事項の全てについて、審議会の決定とされた。

※）今年度から新たに会議を公開、つまり傍聴可能とする（ただし、採決及び審議の間に行われる二者協議を除く。）とともに、議事録における発言者氏名についても公開する。議事録公開までの間は議事要旨を公開する。

4 次回開催

令和7年7月31日、午前9時30分から第3回徳島地方最低賃金審議会を、午前11時から第1回地賃専門部会（いずれも徳島地方合同庁舎6階会議室）を、それぞれ開催することとされた。